

第3期木更津市 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】



令和7年3月

木更津市



計画の概要

計画策定の背景・趣旨

わが国の少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

こういった社会情勢の変化の中、国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の中心に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、「こども未来戦略」、またそれらを実現していく「加速化プラン」を策定しました。令和6年6月には、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律が成立され、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（通称「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本市では、令和2年度から「第2期末更津市子ども・子育て支援事業計画」を推進しており、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、令和6年度で最終年度を迎えることから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期末更津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、及び、健やか親子21の趣旨や目標を踏まえ、市町村が定めるべきとされている母子保健計画も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うとともに、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画					第3期 木更津市子ども・子育て支援事業計画				
		見直し		第3期 計画策定			見直し		次期 計画策定
必要により適宜見直し									

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

なお、令和4年児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月から施行されているとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。さらに、令和6年子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が新たに位置づけられ、令和7年4月から施行されます。

■事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 保育所（園） ○認定こども園
- 幼稚園

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

乳児等のための支援給付

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけ

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業※
- ⑱産後ケア事業※
※令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に位置づけ

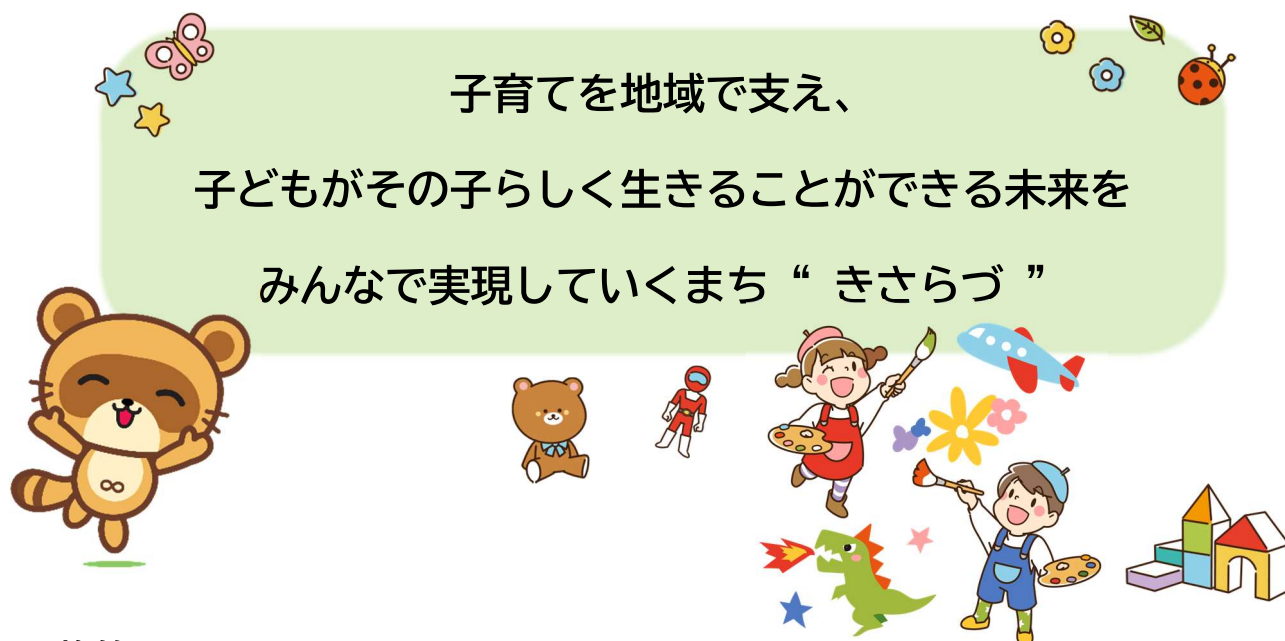


計画の理念と施策の展開

計画の理念

本計画は、妊娠期から18歳未満までの子どもをもつ家庭を対象とし、「子育て家庭」と「周囲の人々（地域）」と「市をはじめとした公的機関」がそれぞれの役割に応じて活動・支援していくことを目指します。特に、近年は子どもを取り巻く家庭や環境が多様化し、より幅広く、切れ目のない支援が求められています。

第3期計画では、第2期計画の取り組みを更に充実・発展させるとともに、「こどもまんなか」の考えのもと、子どもがその子らしく生きることができる未来を目指し、子育て世代がよりよく暮らすことのできるまちづくりを、みんなで実現していくことを進めます。



施策の展開

基本目標 1 充実した幼児期の教育・保育の提供



子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供と、待機児童の解消に向けた人材確保等の提供体制の確保に取り組みます。また、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

(1) 幼児期の教育・保育の提供

- 子育て家庭の環境の変化に対応できるよう、適切な教育・保育サービスを提供

(2) 保育環境・幼児教育環境の充実

- 保育施設の施設整備や職員の資質向上等、安全で質の高い教育・保育環境の充実

基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情やそれぞれの家庭の状況、土日・祝日、体調不良時等の緊急時など、子育て家庭のニーズに応じた子ども・子育て支援サービスや子育て情報の提供、相談体制の充実に取り組みます。

(1) ニーズや成長に応じた支援事業の提供

- 保育に係る事業の提供体制の確保や環境整備等
- 既存の事業のさらなる推進と、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等をはじめとした新規事業の検討

(2) 相談支援の充実

- 子育て家庭の身近な地域での子育て情報の提供や気軽に相談できる体制の充実

基本目標 3 心と体の成長を支える活動・教育の推進

多くの身体的・心理的变化を経験する青少年期の健全育成に向けた取り組みを推進します。また、不登校や非行など課題や問題を抱える子どもへの支援をはじめ、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実に取り組みます。

(1) 心と体の健全育成の推進

- 青少年の健全育成に向けた取り組みを地域全体で推進

(2) 教育環境の充実

- 何らかの理由で学校に通えなくなった児童・生徒の受け入れ体制及び支援体制の整備



基本目標 4 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子への周知やアプローチ方法の検討、支援体制の強化を進め、母子保健の充実を図ります。また、親の育児力向上のための支援等に取り組みます。

(1) 母子の健康づくりの推進

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を通じた母子保健の充実

(2) 育児力向上のための支援

- 子どもの発育や食事等に関する健康相談の実施及び子育てに関する学習機会や情報提供の充実

(3) 食育の推進

- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着に向け、食に関する学習機会や情報提供の充実



基本目標 5 子育てを支える環境の充実

すべての子育て家庭が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備や仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組みます。また、子どもの成長を地域社会で支える環境づくりに取り組みます。

(1) 子育て家庭へのサポートの充実

- 身近な地域での相談支援や交流の場づくり等の充実
- 総合的な相談支援の実施及び関係機関との連携強化

(2) 子育て情報の提供

- 子育てに関する情報提供の充実と情報発信の一元化

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 保護者の出産や子育てに係る費用負担の軽減

(4) 子育てしやすい安心・安全な環境の充実

- 公園や生活道路の環境整備及び居住環境の整備



(5) 子育て家庭の仕事と生活の調和の促進

- 労働環境の充実に向けた普及活動の強化及び就労に関する支援等の充実

(6) 地域の子育て力の強化

- 子どもを生み育てることを、地域社会として尊重し、支援していく環境づくり

基本目標 6 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援、発達の気になる子どもを支援する環境整備を行うとともに、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭への支援を行うなど、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援の充実に取り組みます。

(1) 要保護児童対策の推進

- 関係機関と連携し、児童虐待防止に関する理解・啓発活動を充実

(2) 発達を支援する環境の充実

- 子どもの発達等に関して適切な相談・支援が受けられる環境の充実

(3) 障がい児をもつ家庭への支援

- 関係機関と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かい支援の実施

(4) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実及び医療費等の経済的な支援の実施

計画事業の量の見込み

教育（幼稚園・認定こども園）の量の見込み

単位：人

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1号認定（3～5歳）	1,363	1,360	1,325	1,310	1,291
	2号認定（3～5歳）	261	236	208	187	167
	合計	1,624	1,596	1,533	1,497	1,458
確保量	1号認定（3～5歳）	2,554	2,219	2,219	2,219	2,219
	2号認定（3～5歳）	261	236	208	187	167
	合計	2,815	2,455	2,427	2,406	2,386

- ・令和6年度現在、私学助成を受ける幼稚園6園、施設型給付幼稚園3園、認定こども園10園があり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

保育の量の見込み

単位：人

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）	1,267	1,304	1,311	1,338	1,361
	3号認定（2歳）	473	461	512	541	570
	3号認定（1歳）	372	406	426	445	466
	3号認定（0歳）	136	134	131	129	127
	合計	2,248	2,305	2,380	2,453	2,524
確保量	2号認定（3～5歳）	1,322	1,415	1,415	1,415	1,415
	3号認定（2歳）	408	438	438	438	438
	3号認定（1歳）	331	341	341	341	341
	3号認定（0歳）	229	232	232	232	232
	合計	2,290	2,426	2,426	2,426	2,426

- ・本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度は、2,290人、令和8年度以降は2,426人であることから、3号認定（1～2歳児）の確保量は足りない見通しです。今後、保育士不足を解消することで受入れ児童数を確保していきます。また、就学前児童数は減少傾向にあることから、適正な定員確保に努めていきます。





地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名		単位	量の見込み				
			R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
時間外保育事業（延長保育事業）		人/年	1,192	1,293	1,401	1,519	1,647
一時預かり事業		人日/年	47,074	48,466	49,900	51,378	52,902
放課後児童健全育成事業		人/年	1,928	2,028	2,147	2,281	2,441
子育て短期支援事業		人日/年	48	48	48	48	48
病児・病後児保育事業		人日/年	581	1,320	1,294	1,267	1,242
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		人	—	74	75	75	75
新生児・産婦訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業		人/年	937	935	932	931	932
養育支援訪問		人/年	130	130	130	130	130
産前産後・家事育児サポート事業（子育て世帯訪問支援事業）		人/年	5	5	5	5	5
地域子育て支援拠点事業		人回/年	1,171	1,131	1,093	1,056	1,021
利用者支援事業	（基本型）	か所	1	1	1	1	1
	（こども家庭センター型）	か所	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業		人日/年	1,039	1,143	1,257	1,383	1,521
妊婦健康診査事業		人回/年	11,190	11,091	10,992	10,895	10,798
妊婦等包括相談支援事業		回/年	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070
産後ケア事業		人日/年	241	241	241	241	241

- ・見込み量に対して、概ね事業提供を確保できる見通しとなっており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。
- ・病児・病後児保育事業は、令和6年度現在、体調不良児対応のみの実施であり、病児保育のニーズに対応できるよう事業者と情報共有すると共に、適切な支援を行います。
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からの事業実施に向け、各事業所（保育所、認定こども園等）と協議を進めていきます。
- ・利用者支援事業（こども家庭センター型）は、令和6年度現在、1か所整備しており、母子保健及び児童福祉の両面から一体的な支援ができるよう、支援体制を強化していきます。

計画の推進に向けて

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに事務局でとりまとめ、「木更津市子ども・子育て会議」にて毎年度点検・評価を実施していきます。

第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：木更津市 健康こども部 子育て支援課

〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号木更津市役所朝日庁舎

TEL:0438-23-7243 FAX:0438-25-1350